

県内業界団体等の皆様へ

外国人労働者日本語能力向上 支援補助金のご案内

石川県では、業界団体等が会員企業で働く外国人労働者に対して実施する、日本語教育にかかる各種費用を補助します。

本補助金の活用にあたっては、事業開始の1か月前までに事業計画書提出による事前相談が必要です！



事前相談
受付期間

令和7年**6月2日**(月) ~ 令和7年**12月31日**(水)

補助要件

- ・石川県内に所在する事業所に常時勤務する外国人労働者に対して行うものであること
- ・就労可能な在留資格(「技術・人文知識・国際業務」「特定技能」「技能実習」など)を保有する外国人労働者に対して実施するものであること
- ・受講者の語学レベルに応じたカリキュラムを提供すること
- ・受講者から費用を徴収しない事業であること
- ・国又は他の地方公共団体等が実施する他の補助金等の対象事業となっていないこと
- ・令和8年2月末までに完了するものであること 等

補助対象
経費

- ・講師謝金・旅費
- ・会場使用料
- ・消耗品費 等

補助金額

- ・補助対象経費の**1/2**以内
- ・1団体**100万円**まで

※地方税及び消費税を除く、千円未満切り捨て

アドバイザーによる日本語講座等の開催支援を行います！

外国人労働者向け日本語教育の経験が少ない業界団体様に対し、カリキュラムの作成や講師の選定など、**日本語教育に精通したアドバイザーが無料で支援**します。ぜひご活用ください。

お問い合わせ・申請先

ILAC外国人労働者日本語
能力向上支援補助金担当
(石川県労働企画課内)

電話番号

076-225-1672

メールアドレス

e191300a@pref.ishikawa.lg.jp

申請様式等はここからダウンロードしてください

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/gaikokujinzai/nihongohojyo.html>

